

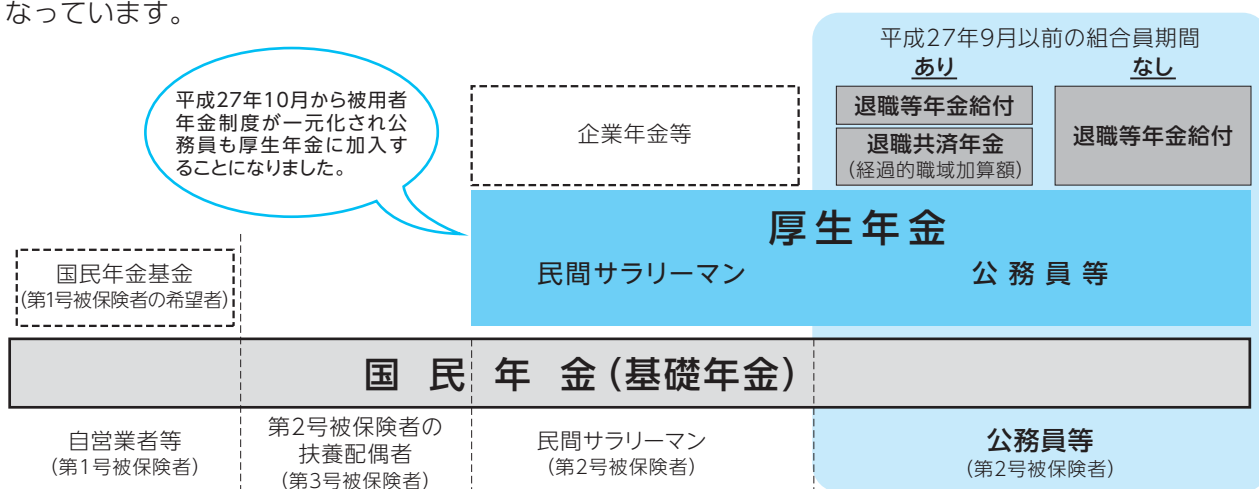
公的年金制度のしくみについて

公的年金制度は、老後の生活の安定と予測できない将来のリスク（障害・死亡）に対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

新年度を迎え、新社会人としての一步を踏み出された方も多い時期ですので、公的年金制度の概要についてお知らせします。

● 公的年金制度の体系

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした国民年金（基礎年金）制度が公的年金制度の基礎部分【1階部分】としてあり、その上乗せの年金【2階部分】として被用者（民間企業や官公庁等に雇用される方）が加入する厚生年金制度があります。さらに、民間企業または共済組合が独自に運用する年金【3階部分】として企業年金や退職等年金給付などが上乗せされる形になっており、いわゆる3階建ての年金制度になっています。



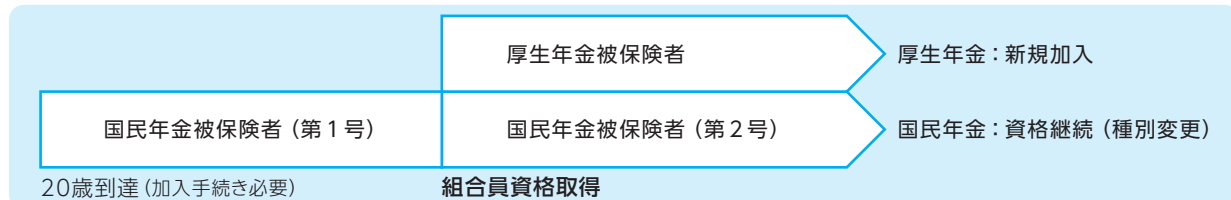
● 新しく組合員になられた方の加入年金制度

新しく組合員になられた方は、その日から厚生年金と国民年金の被保険者になります。ただし、国民年金は20歳以上60歳未満の方が対象となります。

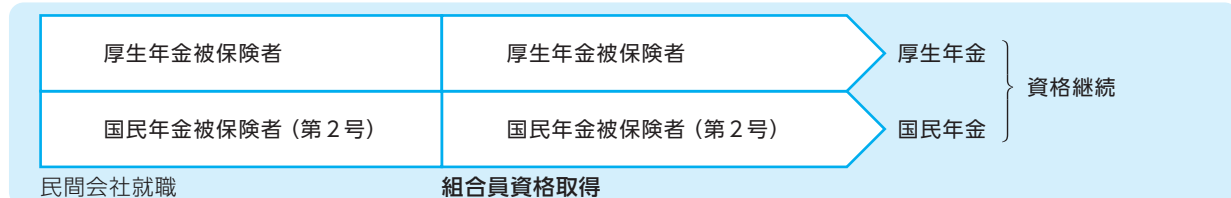
また、組合員である期間は、公務員の退職給付の一部である退職等年金給付の算定基礎期間になります。

加入制度の移り変わり例

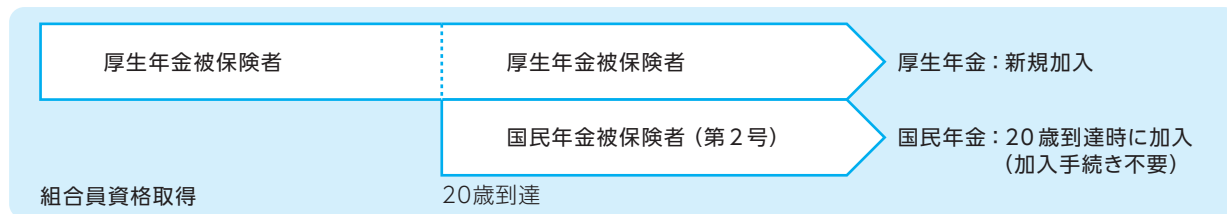
◆ 学生(20歳以上)から組合員になられた場合



◆ 民間サラリーマン(20歳以上)から組合員になられた場合



◆ 20歳未満で組合員になられた場合



● 給付の種類

年金給付には、大きく分けて次の3種類の給付があります。

老齢給付 (老齢厚生年金) (老齢基礎年金)	個々の被保険者期間や給料等の額(老齢基礎年金は保険料納付済期間等)に応じて算定される年金。 定められた年齢に到達したときに支給されます。 <small>※昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳(消防職員等の特例該当者を除く)</small>
障害給付 (障害厚生年金) (障害基礎年金)	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより一定の障害状態になったときに支給される年金。 <small>※障害厚生年金1~3級・障害基礎年金1~2級</small>
遺族給付 (遺族厚生年金) (遺族基礎年金)	被保険者または被保険者であった方が死亡したときに遺族に支給される年金。 <small>※厚生年金と基礎年金では遺族となる方の範囲が異なります。</small>

(注) 保険料納付要件等、厚生年金保険法または国民年金法に定められた支給要件を満たしていない場合は支給されません。

平成29年度の年金額について

■ 年金額は平成28年度から0.1%の引き下げとなりました

年金額は物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、改定されるしくみになっています。

総務省から平成28年平均の全国消費者物価指数が公表され、平成29年度の年金額改定に用いられる「物価変動率」はマイナス0.1%、「名目手取り賃金変動率」はマイナス1.1%になりました。

物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、物価変動率を用いて改定することとされています。

このため、平成29年度の年金額は、マイナス0.1%の改定となりました。

■ 支給停止基準額が変わりました

平成29年度から在職中による年金の停止額の算定に用いる支給停止基準額が一部変更となりました。

区分	平成28年度	平成29年度
60歳から64歳の方の支給停止基準額	28万円	28万円
65歳以降の方の支給停止基準額	47万円	46万円

※停止額の計算方法等詳細については、「いばらき共済」平成29年1月号(No.303)12ページをご覧ください。

在職中の年金の停止額に影響するね!



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414